

令和元年第4回那須塩原市議会定例会

議事日程（第7号）

令和元年9月27日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第75号 那須塩原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
議案第76号 那須塩原市森林環境整備促進基金条例の制定について
議案第77号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
議案第78号 那須塩原市印鑑条例の一部改正について
議案第79号 那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第80号 那須塩原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第81号 那須塩原市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
議案第82号 那須塩原市水道事業給水条例の一部改正について
議案第83号 平成30年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
陳情について
(各委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）
議案第66号 令和元年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第67号 令和元年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第68号 令和元年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第69号 令和元年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第70号 令和元年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第71号 令和元年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）
議案第72号 令和元年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）
議案第73号 令和元年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）
議案第74号 令和元年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 3 認定第 1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号 平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3号 平成30年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4号 平成30年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 5号 平成30年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 平成30年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 平成30年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 平成30年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 平成30年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 平成30年度那須塩原市水道事業会計決算認定について
- (委員長報告、質疑、討論、採決)

- 日程第 4 発議第14号 議員の派遣について
- (採決)

出席議員（26名）

1番	益 子 丈 弘	議員	2番	山 形 紀 弘	議員
3番	中 里 康 寛	議員	4番	田 村 正 宏	議員
5番	星 野 健 二	議員	6番	小 島 耕 一	議員
7番	森 本 彰 伸	議員	8番	齊 藤 誠 之	議員
9番	星 宏 子	議員	10番	佐 藤 一 則	議員
11番	相 馬 剛	議員	12番	平 山 武	議員
13番	大 野 恭 男	議員	14番	鈴 木 伸 彦	議員
15番	松 田 寛 人	議員	16番	櫻 田 貴 久	議員
17番	伊 藤 豊 美	議員	18番	眞 壁 俊 郎	議員
19番	高 久 好 一	議員	20番	相 馬 義 一	議員
21番	齋 藤 寿 一	議員	22番	玉 野 宏	議員
23番	金 子 哲 也	議員	24番	吉 成 伸 一	議員
25番	山 本 はるひ	議員	26番	中 村 芳 隆	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市 長	渡 辺 美知太郎	副 市 長	片 桐 計 幸
教 育 長	大 宮 司 敏 夫	企 画 部 長	藤 田 一 彦
企画政策課長	松 本 仁 一	総 務 部 長	山 田 隆
総 務 課 長	五 十 嵐 岳 夫	財 政 課 長	田 野 実
生活環境部長	鹿 野 伸 二	環 境 課 長	室 井 勉
保健福祉部長	田 代 正 行	社会福祉課長	板 橋 信 行
子ども未来部長	富 山 芳 男	子 育 て 支 援 課 長	織 田 智 富
産業観光部長	小 出 浩 美	農 務 畜 産 課 長	田 代 宰 士
建 設 部 長	大 木 基	都 市 計 画 課 長	黄 木 伸 一
上下水道部長	磯 真	水 道 課 長	河 合 浩
教 育 部 長	小 泉 聖 一	教 育 総 務 課 長	平 井 克 巳
会 計 管 理 者	高 久 幸 代	選 管 ・ 監 査 ・ 固 定 資 産 評 価 ・ 公 平 委 員 会 事 務 局 長	増 田 健 造
農 業 委 員 会 長	久 留 生 利 美	西 那 須 野 支 所 長	後 藤 修

塩原支所長 八木 沢 信 憲

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 石 塚 昌 章

議事課長 小 平 裕 二

議事調査係長 関 根 達 弥

議事調査係 鎌 田 栄 治

議事調査係 室 井 良 文

議事調査係 伊 藤 奨 理

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（吉成伸一議員） おはようございます。

散会前に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は26名であります。

◎議事日程の報告

○議長（吉成伸一議員） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議案第75号～議案第83号及

び陳情の各常任委員長報告、質
疑、討論、採決

○議長（吉成伸一議員） 日程第1、議案第75号から議案第83号までの条例案件及びその他の案件、合わせて9件並びに陳情についてを議題といたします。

ただいま申し上げました議案9件及び陳情については、関係常任委員会に付託してあります。

各委員長は一括して審査の結果を報告願います。
初めに、総務企画常任委員長の報告を求めます。
10番、佐藤一則議員。

〔総務企画常任委員長 佐藤一則議員登壇〕

○総務企画常任委員長（佐藤一則議員） 皆さん、おはようございます。

総務企画常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

令和元年第4回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、条例の制定及び一部改正案件2件、陳情1件であります。

これらの案件を審査するため、去る9月17日及び18日、第1委員会室において委員全員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、総務部総務課所管の議案第75号 那須塩原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について申し上げます。

委員から、別表（第3条関係）給料表の適用について質疑があり、執行部からは、保育士または学校の先生等の資格を有する方は、途中の号給から始まることを検討しており、職種によってどの号給に該当するのか、具体的な給与については規則で決めていくとの答弁がありました。

審査の結果、議案第75号 那須塩原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、総務部総務課所管の議案第77号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について申し上げます。

委員から、条例を改正することで職員は働きやすくなるのかとの質疑があり、執行部からは、今回の改正は会計年度任用職員、現在の臨時職員を対象とした改正であり、条例で給与が定められるので、臨時職員にとって働きやすい環境になると考えるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第77号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、陳情第3号 消費税10%への増税中止を求める陳情について申し上げます。

委員から、令和元年10月1日からの実施に向けて、POSレジの改修、請求書等の保存方式の段階的対応、各種団体による事前説明等の実施といった対応が進んでいることに加え、消費税増税分を財源とした幼児教育等の無償化実施など、10%への増税を中止した場合には、財源確保が非常に困難と思われることから消費税10%への増税中止を求める陳情は、不採択とすべきとの意見がありました。

また、別の委員からは、増税中止には賛成だが、来月1日に増税が実施されるので、日程的にも間に合わないことから不採択とすべきとの意見がありました。

採決の結果、陳情第3号 消費税10%への増税中止を求める陳情については、全会一致で不採択とすべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（吉成伸一議員） 総務企画常任委員長長の報告が終わりました。

次に、福祉教育常任委員長長の報告を求めます。

8番、齊藤誠之議員。

〔福祉教育常任委員長 齊藤誠之議員登壇〕

○福祉教育常任委員長（齊藤誠之議員） 皆さんおはようございます。

それでは、私のほうからは福祉教育常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

令和元年第4回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、条例の一部改正案件3件であります。

これらの案件を審査するため、去る9月17日から19日までの3日間、第4委員会室において委員全員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります、

報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、保健福祉部市民課所管の議案第78号 那須塩原市印鑑条例の一部改正について申し上げます。

執行部の説明の後、委員からは特に質疑等はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、子ども未来部保育課所管の議案第79号 那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について申し上げます。

執行部の説明の後、委員からは特に質疑等はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、子ども未来部子育て支援課所管の議案第80号 那須塩原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について申し上げます。

委員から、連携施設を確保しないことができる経過措置が5年であったところ、さらに5年の延長となったとの説明だが、本市において影響を受ける施設はあるかとの質疑があり、執行部からは、本市においては影響のある施設はないとの答弁がありました。

審査の結果、議案第80号 那須塩原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（吉成伸一議員） 福祉教育常任委員長長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長長の報告を求めます。

9番、星宏子議員。

[建設経済常任委員長 星 宏子議員登壇]

○建設経済常任委員長（星 宏子議員） 建設経済常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

令和元年第4回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、条例の制定及び一部改正案件3件、水道事業会計未処分利益剰余金の処分案件1件であります。

これらの案件を審査するため、去る9月17日及び18日、第2委員会室において委員全員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、産業観光部農林整備課所管の議案第76号 那須塩原市森林環境整備促進基金条例の制定について申し上げます。

執行部からの説明の後、委員から、条例に基金を原資とする事業によって発生する収益とあるが、事業によって発生する収益というのは、具体的にどのようなものを想定しているのかとの質疑があり、執行部からは、所有者が管理できていない私有林については、市と委託契約を交わし、この基金を使って整備を行う。その中で、間伐や伐採等で発生した木材を売却した場合に発生する収益を想定しているとの答弁がありました。

審査の結果、議案第76号 那須塩原市森林環境整備促進基金条例の制定については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、上下水道部下水道課所管の議案第81号 那須塩原市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について申し上げます。

執行部からの説明の後、委員からは、条例改正の目的は、上水道事業と下水道事業の2つを一本

化することであると認識しているが、その理由はとの質疑があり、執行部からは、水道事業、下水道事業の条例を一本化することで、それぞれの条例で必要であった条例改正の手続を簡略化することができるためとの答弁がありました。

審査の結果、議案第81号 那須塩原市水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、上下水道部水道課所管の議案第82号 那須塩原市水道事業給水条例の一部改正について申し上げます。

執行部からの説明の後、委員からは質疑等はなく、審査の結果、議案第82号 那須塩原市水道事業給水条例の一部改正については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、上下水道部水道課所管の議案第83号 平成30年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について申し上げます。

執行部からの説明の後、委員から、建設改良積立金として3億4,073万4,708円を積み立てている理由はとの質疑があり、執行部からは、今後の建設改良事業に備え、建設改良積立金には、当年度純利益の額を積み立てているとの答弁がありました。

審査の結果、議案第83号 平成30年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（吉成伸一議員） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

以上で各委員長の審査結果の報告が終わりました。

各委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各委員長の報告に基づき討論、採決を行います。

まず、議案第75号から議案第83号までの9件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

ただいまの9件について各委員長報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものです。

採決いたします。

議案第75号から議案第83号までの9件については、各委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第75号から議案第83号までの条例案件及びその他の案件、合わせて9件については、原案のとおり可決されました。

次に、陳情に入ります。

陳情第3号 消費税10%への増税中止を求める陳情について討論を許します。

21番、齋藤寿一議員。

〔21番 齋藤寿一議員登壇〕

○21番（齋藤寿一議員） 陳情第3号 消費税10%への増税中止を求める陳情に対して、反対の立場で討論をいたします。

我が国は、65歳以上の人口割合が全人口の21%を占めている状態であり、超高齢化社会を迎えています。日本を支える現役世代の人口は、年々減少している中で、社会保障の財源確保は大きな課題となっております。

社会保障の充実、安定化とそのための安定財源の確保と財政健全化を同時に達成することを目指し、社会保障と税の一体改革としております。

実際、国の予算は毎年、社会保障費に最も多くの財源が充てられており、その額は1990年の11兆円から2018年の33兆円とおおよそ3倍にまで膨れ上がっております。消費税は、消費に対して課せられる間接税の一種であり、社会保障4経費、つまり高齢化でふえ続ける年金や医療、介護にかかわる経費、また子育て支援の財源確保に充てられております。

民主党野田政権時代の2012年8月の法案で、今後の消費税増税分は全額、社会保障に充てることを決定しております。消費税の経過は、1989年4月、竹下登首相のときに消費税を導入し、3%とし、次に1997年4月、橋本龍太郎首相のときに5%とし、2014年4月に安倍晋三首相のときに8%といたしました。

野田内閣時代の2012年3月に3党合意によって、2014年4月に8%、2015年10月に10%に引き上げる法律が成立しております。しかし、安倍首相は、景気の低迷などを理由に8%から10%への増税を2回延期して、今回に至っております。

今回の消費税増税実施も、10月1日に幼児教育の無償化を今回の増税分から実施し、年間約7,760億円を充てる見込みで試算をしております。また、実施に当たっては、複数税率対応レジの購入費用、または購入済みレジの改修費の一部は1台当たり補助率4分の3、最大20万円まで補助されます。つまり、複数税率対応POSレジの購入や改修に補助金が助成される仕組みであります。

例を上げますと、POSレジ購入、または改修費用が30万円かかるとすると、4分の3の補助率でありますので、22万5,000円となり、そのうち20万円が補助対象となるわけであります。

また、商品を扱う事業者には、適切な消費税計算をするため、複数税率制度に対応した適格請求書等保存方式が令和5年10月から導入されます。なお、事業者の準備等に配慮し、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間、簡素な方式、区分記載請求書等保存方式が導入されるなど、事業者への配慮もされております。

反対の理由として、2014年4月に8%、そして先ほど述べたように、時期はずれましたが2014年10月に10%に引き上げられる法律が成立していること。また、令和元年10月1日実施決定に対して、商品を扱うPOSレジの補助対象、また消費税計算による保存方式にも段階的に配慮しており、各種団体による事前説明会等を開いて対応していること。また、消費税増税分の財源として、令和元年10月1日より幼児教育の無償化が実施されます。もし10%の増税を中止した場合の財源確保は大変難しくなっていることということ。そして最後に、本日、本会議の決定をみても、10月1日の実施に対し、手続、また日程的にも無理なこと。以上、今、意見を述べさせていただきましたことから、この陳情第3号 国民の負担になる消費税10%への増税を中止するよう政府へ意見書の提出を求める陳情については、反対の討論といたします。

○議長（吉成伸一議員） 19番、高久好一議員。

〔19番 高久好一議員登壇〕

○19番（高久好一議員） 皆さん、おはようございます。

19番、日本共産党の高久好一です。

陳情第3号 消費税10%への増税中止を求める陳情に賛成する討論を行います。

消費税が4日後、10月1日から10%に増税されます。減り続ける年金、日本と韓国の深刻な関係悪化など国内外を揺るがす大問題が起きているのに、政府与党は、5野党会派などが求める閉会中

の国会審議を拒み続けています。11日の内閣改造などの日程を考えないといけないと政府の都合を押しつけ、台風15号による千葉県民の長引く被害もそっちのけで、国会の行政監視に背を向け続けてきました。国民に対する説明責任も果たさずに、10月1日の消費税10%増税を何食わぬ顔で迎えることなど到底許されません。

消費税は、発足以来30年、社会保障の充実のためと説明されてきましたが、実態は消費税の8割前後は、毎年、大企業と資産家の減税のために使われてきました。社会保障は削減され続け、国の借金は減るところかふえるばかりです。

国や大企業は、10%で終わりだとは考えていません。必ずまた増税を言い出します。消費税は弱者のわずかな蓄えをまとめて強者に移転する税制だからです。強者にとっては、消費税は税金であって税金ではありません。金儲けの手段の一つです。日本で一番儲かっているトヨタ自動車の儲けの1割は、私たち国民が納めた消費税の還付によるもので、10%増税後は、その額は3,200億円にふえます。

消費税増税に伴う景気対策、特に軽減税率とポイント還元は恐ろしい結果をもたらします。軽減税率をもたらすために、新聞は権力に魂を売りました。これはジャーナリズムの自滅につながります。ポイント還元は、キャッシュレスを前提にしている点が大問題です。買い物全てが記録され、完全な監視社会ができてしまいます。この間の経済指標は悪化の一途です。

厚労省が9月6日に発表した7月の毎月勤労統計調査速報値では、実質賃金が前年同月に比べ、マイナス0.9%と7カ月連続で減少しています。今、上げるべきは消費税ではなく、働く者の賃金です。

リーマンショック以来、先進国の中で、国民の

所得が減り続けているのは日本だけです。7月の卸売りと小売りの合計額の商業販売額は、前年同月比でマイナス1.7%となり、昨年12月以来、8カ月連続で減少しました。とても増税に踏み切れるような状況にはありません。

消費税に頼らない財政プランがあります。現在の大企業10%の実質負担を中小企業並みの法人課税18%にして4兆円、大株主への優遇をただして最高税率を引き上げ、1億円を超えると極端に安くなる税率を改め3.1兆円。日本にしかないアメリカ軍へのおもいやり予算など、4,000億円を廃止して、合わせて7.5兆円を確保することができます。

消費税10%は中止するべきです。消費税はインドネシアのように廃止しなければならない制度です。厚労省は介護保険のケアプランの作成の際も、利用者負担の導入も狙っています。介護保険利用の出発点であるケアプラン作成の有料化は、利用抑制の加速を決定的にするものです。10月からの消費税増税が社会保障のためという嘘はいよいよ明白です。

9月16日付毎日新聞の10月の消費税10%の増税の調査では、反対が50%、賛成は41%です。多くの国民が消費税増税をもたらしたら、消費が冷え込み、景気が悪くなり、暮らしが脅かされると、これまでの経験から知っています。

きのう届いた県法人会の要請書には、消費税は公平で必要な制度とされ、変化は見られませんが、大田原法人会の記述には、8%に引き上げたところから、消費税は公平ではないという声もあるとの記述が加わっています。国は、所得の低い人ほど暮らしとなりわいに深刻な打撃を受ける逆進性の強い消費税の10%への増税をきっぱりとやめるべきです。

国民の負担になる消費税10%への増税を中止す

るよう国への意見書の提出を要望する陳情第3号に賛成する討論を終わります。

○議長（吉成伸一議員） 以上で討論を終結いたします。

陳情第3号について、総務企画常任委員長報告は不採択とすべきものであります。

採決いたします。

陳情第3号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

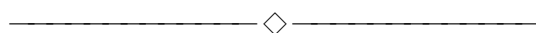
〔賛成者起立〕

○議長（吉成伸一議員） 表決漏れはありませんか。

表決漏れなしと認め、確定いたします。

起立少数。

よって、陳情第3号については不採択と決しました。



◎議案第65号～議案第74号の
予算常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（吉成伸一議員） 次に、日程第2、議案第65号から議案第74号までの補正予算案件10件を議題といたします。

ただいま申し上げました議案10件につきましては、予算常任委員会に付託してありますので、審査の結果を報告願います。

予算常任委員長、10番、佐藤一則議員。

〔予算常任委員長 佐藤一則議員登壇〕

○予算常任委員長（佐藤一則議員） 予算常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

令和元年第4回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、議案第65号から議

案第74号までの令和元年度補正予算案件10件です。

これらの付託案件を審査するため、9月26日、市役所本庁舎303会議室において委員24名が出席し、予算常任委員会全体会を開催し、慎重に審査をいたしました。

審査に当たりましては、私と2人の副委員長から、各分科会における審査結果の報告を行い、その後、議案ごとに質疑、討論、採決を行いました。

それでは、その審査結果を申し上げます。

初めに、議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）については、委員からの質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号から議案第73号までの特別会計に係る補正予算案件8件については、委員からの質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第74号 令和元年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）については、委員からの質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、予算常任委員会の報告といたします。

○議長（吉成伸一議員） 予算常任委員長の報告が終わりました。

予算常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、予算常任委員長の報告に基づき討論、採決を行います。

議案第65号から議案第74号までの10件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略

いたします。

ただいまの10件について予算常任委員長報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものです。

採決いたします。

議案第65号から議案第74号までの10件については、予算常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号から議案第74号までの補正予算案件10件については、原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎認定第1号～認定第10号の決算審査特別委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（吉成伸一議員） 次に、日程第3、認定第1号から認定第10号までの決算審査案件10件を議題といたします。

ここで26番、中村芳隆議員の退席を許可いたします。

〔26番 中村芳隆議員退席〕

○議長（吉成伸一議員） ただいま申し上げました認定案件10件については、決算審査特別委員会に付託してありますので、審査の結果を報告願います。

決算審査特別委員長、15番、松田寛人議員。

〔決算審査特別委員長 松田寛人議員登壇〕

○決算審査特別委員長（松田寛人議員） これより決算審査特別委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

令和元年第4回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、認定第1号から認

定第10号までの決算認定案件10件でございます。

これらの付託案件を審査するため、9月26日、303会議室におきまして委員23名の出席により、決算審査特別委員会全体会を開催し、慎重に審査をいたしました。

審査に当たりましては、3人の副委員長から各分科会における審査結果の報告を行い、その後、案件ごとに質疑、討論、採決を行いました。

それでは、その結果を申し上げます。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、第1分科会の報告において、移住定住促進事業の実績について質疑があり、執行部から10組20名の移住があったとの答弁があったとのことだが、この点に関してほかの質疑はなかったのかとの質疑があり、佐藤副委員長からは、ほかの質疑として年齢層を問うものがあり、執行部からは、60代が1名、50代が2名、40代が4名、30代が6名、20代が7名であるとの答弁がありました。

討論では、委員から、民生費の保育園臨時職員配置費で287人分、約4億201万円の支出があり、前年より約1,300万円減少しているが、これは民間保育園の人数が変動したためであり、保育士の臨時職員の実数は7割を超えていると思われる。市は多様な働き方に応えた勤務を強調しているが、職員の多くは再任用を繰り返している。資格を持ち希望する人は、正規職員として採用し、安心して働ける職場とするべきである。本市の保育士の待遇と配置は、臨時職員に依存した状態であり、保育の質の確保という面からも改善すべきである。公立保育所のあり方は、民間の幼稚園や認定こども園のあり方にも大きな影響を与えている。深刻な保育士不足は、保育所整備が進まない原因の一つにもなっている。このことから、決算認定することはできないとの反対討論がありました。

また、別の委員から、資源物の売り払い金について約3,000万円の収入未済があったが、平成30年度の財政運営については、将来への備えも考えた効率的な予算執行が行われたことは高く評価したい。収入未済については、執行部も貴重な自主財源であること十分に認識をし、猛省していると判断している。今後は、再発防止策を考えていただき、再度議員への報告を求め認定するとの賛成討論がありました。

起立による採決の結果、認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、討論において、委員から、国民健康保険財政調整基金の取り扱いで、30年度はさらに約8億8,037万円積み立てられ、残高は約20億88万円に達している。基金の貯め込みは以前から指摘してきた。制度改正で近隣の市町が保険料の引き下げを行う中、本市は行わなかったため、残高は20億円を超えた。前年の8億2,593万円の基金を取り崩したものの、決算では約13億1,982万円もの黒字が出ている。平成30年度は約5億9,531万円の黒字決算であり、基金の残高がふえるのは、市民サービスが足りていないのか保険料の取り過ぎかのどちらかであり、保険料の引き下げをし、市民に還元すべきであると考えため反対するとの討論がありました。

起立による採決の結果、認定第2号 平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 平成30年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、

委員からの質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 平成30年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、討論において、委員から、保険給付費に約65億8,194万円が支出されている中で、要介護認定3以上と限定した中でも、介護老人福祉施設への入所待機者が217名いる。これは新たな施設が整備されても追いつかない状態である。加入者が安心して介護保険を利用できるよう、早急に施設を整備すべきである。加入を希望する者が入所できず、生涯を閉じなければならない事態を許すことはできないことから反対するとの反対討論がありました。

起立による採決の結果、認定第4号 平成30年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号から認定第9号まで特別会計に係る決算認定案件5件につきましては、委員から質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第10号 平成30年度那須塩原市水道事業会計決算認定については、委員から質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもちまして決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（吉成伸一議員） 決算審査特別委員長の報告が終わりました。

決算審査特別委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、決算審査特別委員長の報告に基づき討論、採決を行います。

まず、認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について討論を許します。

19番、高久好一議員。

〔19番 高久好一議員登壇〕

○19番（高久好一議員） 19番、日本共産党の高久好一です。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について反対する討論です。

市は、予算編成のキーワードを選択と集中とし、市民生活の安全安心の向上に取り組んでいくための予算としていました。30年度の決算額は、歳入総額518億2,420万7,536円、歳出総額を498億2,952万8,146円とし、翌年に繰り越すべき財源2億9,355万232円を確保し、実質収支額は22億112万9,156円の黒字決算としました。本市の特別会計は8つあり、全てが黒字決算で、全部合わせると市全体では31億8,351万8,688円の黒字決算となります。

今回の決算で評価できる点は、小中学校の普通教室にエアコンが完備し、就学援助の前倒し給付が始まり、臨時保育士の時給を1,000円にしたこと、10月から予約ワゴンバスから「ゆータク」に変え、利便性を向上させたことです。

反対する理由の第1は、3款民生費に保育園臨時職員配置費に287人分の4億201万6,609円の計上がありました。前年より1,333万円減少したのは、民間保育園の開設で職員4人が減ったためです。市は保育士の63%は臨時職員としていますが、1人7時間30分勤務の換算での数字であり、実質は70%を超えていると思われます。栃木県は53%と報告しており、改善を急ぐべきです。

市は、保育士の多様な働き方に応えた勤務を強調していますが、職員の多くは再任用を繰り返しています。資格を持ち希望する人は正職員として採用し、安心して働ける職場とすべきです。

本市の保育士の待遇と配置は、臨時職員に依存した異常な状態が常態化しており、保育の質の確保という面からも改善すべきです。公立保育所のあり方は、民間の幼稚園や認定こども園のあり方にも大きな影響を与えます。深刻な保育士不足は、保育所整備が進まない原因の一つにもなっています。決算を認定することはできません。

ことし4月1日時点の本市は、待機児5名と潜在的待機児、いわゆる隠れ待機児75名がおり、待機児がふえた自治体と報道されています。入所対策は、引き続き優先して取り組む必要があります。

反対する第2の理由は、2款3項1目戸籍住民台帳費にマイナンバーカード関連の委託料、システム改修業務臨時職員4人分など計4,054万1,405円の計上があります。マイナンバーカードが始まって6年たっていますが、いまだにカードの普及率は、本市で12.3%、8月1日時点です。全国でも14%には達していません。国は初動対策として3,000億円もの巨費を投じながら、メリットを感じる人は多くありません。

内閣府が昨年10月に実施した複数回答の世論調査では、「カードを取得していないし、今後も取得する予定はない」が53%、「必要が感じられない」が57.6%、「身分証明書になるものはほかにもある」も42.2%、「情報漏洩が心配」も26.6%と続き、メリットを感じる場面が少な過ぎると分析されています。危険で無駄遣いのマイナンバー関連の決算は認められません。

国は、国・地方の全ての公務員とその家族にカードの取得を事実上強制しようとしています。また、個人情報国や企業に筒抜けになることで国

民への管理統制が強まり、人権が脅かされる可能性をはらんでおり、データ漏洩をした場合、被害も大きくなると日本弁護士会など各方面から指摘されてきました。

日本共産党は、マイナンバー制度の導入時から国民民主権の理念に反すると、国民の権利を制限、監視する業務を自治体職員が担わされることから、一貫して反対してきました。国は2021年3月からのマイナンバーカードの健康保険証利用を口実に取得促進を進めていますが、今までどおりの保険証を使い続けることはでき、急いでカードをつくる必要がありません。職場での申請状況を把握し、繰り返し調査することは、職員のプライバシーに踏み込んでおり、取得しないことや家族が協力しないことで職員や自治体、共済組合に不利益や罰則がないことも厚労省と公共労組、一般労組と自治労連の話し合いで確認されています。カードの取得の強制は、個人情報保護と職員の内心の自由を守る点からも認められません。

マイナンバー制度は、市民を幸せにするものではなく、情報漏洩対策とその機能は極めて脆弱です。市は、国に危険で無駄遣いのマイナンバー制度からの撤退と廃止を要請するべきです。

市は、多様な市民にニーズに応える市民サービスを確保し、引き続き市民の暮らしとなりわいを守り、那須塩原市本来の仕事ができるよう要望し、認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について反対する討論を終わります。

○議長（吉成伸一議員） 5番、星野健二議員。

〔5番 星野健二議員登壇〕

○5番（星野健二議員） 議席番号5番、公明クラブ、星野健二です。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

平成30年度の決算の状況は、歳入では、市税の法人市民税、地方交付税や諸収入で住宅除染事業に係る過払い金返還金などが減少したものの、国庫支出金、防災安全交付金、県支出金で強い農業づくり交付金、市債で黒磯駅周辺地区都市再生整備計画事業債や共英学校給食共同調理場改築事業債などの増加により、歳入総額は518億2,420万7,536円となり、前年度と比べ15億2,182万2,078円の増額となりました。

一方、歳出では、総務費で新庁舎整備基金積立金、民生費で認可保育園等建設事業や公債費で元利償還金などが減少したものの、農林水産業費で農業経営基盤強化促進事業費、土木費で黒磯駅周辺地区都市再生整備計画事業費、教育費で共英学校給食共同調理場改築事業費や中学校体育館改築事業費などの増加により、歳出総額は493億2,952万8,148円となり、前年度と比べ16億9,238万8,704円の増額となりました。

これらにより、歳入歳出差し引き額から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、22億112万9,156円の黒字となりました。この22億円を超える黒字決算は、市税の地道な収納対策を初めとし、選択と集中に基づく事業実施により、本市の将来像を見据えた財政の健全性と持続性を維持していくための財政運営が行われた結果と評するものであります。

また、財政指標の経常収支比率は、やや上昇したものの、将来負担比率などの財政健全化指標から総合的に評価すると、財政状況は健全な状態と判断できます。

さらに、近年では、公共施設の長寿命化対策や仮称駅前図書館整備などの黒磯駅周辺整備による普通建設事業費や高齢者や障害者の生活支援に係る扶助費が増加する中で、限られた財源を効率的に配分することで本市のまちづくりが着

実かつ適正に執行されているものと認められます。

以上、述べたとおり、平成30年度決算は、健全財政を堅持しつつ、第2次那須塩原市総合計画に基づくまちづくりの実現に向け、着実な事業展開と市民生活の安全安心の向上に積極的に取り組んだ成果であると確信するため、認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について賛成するものであります。

○議長（吉成伸一議員） 以上で討論を終結いたします。

認定第1号について、決算審査特別委員長の報告は原案のとおり認定すべきものです。

採決いたします。

認定第1号については、決算審査特別委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

〔賛成者起立〕

○議長（吉成伸一議員） 表決漏れはありませんか。

表決漏れなしと認め、確定いたします。

起立多数。

よって、認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

○議長（吉成伸一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第2号 平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論

を許します。

19番、高久好一議員。

〔19番 高久好一議員登壇〕

○19番（高久好一議員） 19番、日本共産党の高久好一です。

認定第2号 平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に反対する討論です。

平成30年度の決算は、国民皆保険を支える国民健康保険の運営を目的に設置したものであり、28年度、29年度の医療費給付状況を分析し、適切な保険の運営をしてきたとあります。

決算は、歳入額を140億3,326万6,697円とし、歳出額は134億3,794万8,949円です。5億9,531万7,748円の黒字決算としています。市町村国保財政がこんなに厳しくなった最大の原因は、国が国庫負担の50%を半分以下の24%まで引き下げてきたことにあります。

栃木県の市町の収納率が悪いのは、栃木県内の保険料が高く、他の県に比べて県民への支援が少ないためです。国には国庫負担をもとに戻すよう、県には支援をふやすよう要請し続けることが欠かせません。

昨年、国民健康保険の財政運営は県に移り、インセンティブによる自治体同士を収納率で競わせる制度が強められる中、本市は資産割をなくし3方式としましたが、幾つかの市町は資産割を残しました。

反対する理由の第1は、2款保険給付費の84億8,674万4,107円が計上されています。保険料滞納による資格証の発行、保険証の取り上げ問題があります。厚労省の2018年6月1日現在の県内市町別国保滞納率等の速報値が発表されています。それによると、資格証発行が10年連続ワースト1位から2位になった栃木県。那須塩原市の国民健康保険で最大の課題は、県内ワースト5位から4位

になった保険証の取り上げを直ちにやめ、市民に過酷な制裁で対応するのではなく、全ての世帯に保険証が届く、市民が暮らしやすい市にすべきです。31年度の歳入の22.06%を占める保険税額28億8,153万5,000円の収納を上げるためにも、貯め込んだ財政調整基金を活用し、市民が払いやすい保険料へ引き下げ、市民の暮らしの実態に沿った税額にし、土日の納税相談をさらに強めるべきです。

厚労省が4月12日に発表した国民健康保険の財政状況によれば、那須塩原市の2018年6月1日現在の保険証の取り上げは502世帯で、県内で4番目に多い2.73%で、全国の1に対し、本市は2.73倍も過酷な保険証の取り上げが行われていることになります。

市民に過酷な保険証の取り上げは直ちに中止すべきです。全国の3分の1に当たるさいたま市などの自治体は、市民の命にかかわる問題として、保険証の取り上げは行っていません。

全日本民主医療機関連合会の調べでは、2018年に経済的理由から保険証がなく、診療がおくれ、死に至る死亡事例が全国で77事例があったと報告されています。この数字は、国が発表を行っていないため、氷山の一角として報告されています。

こうした死亡に至る事例の多くは、当事者個人の努力では解決することはできない社会的につくり出された早過ぎる死であり、セーフティーネットからこぼれ落ちている実態を国が責任を持って明らかにし、至急なくしていかなければなりません。

反対する第2の理由は、5款貯め込まれた財政調整基金の取り扱いです。30年度の補正で8,837万2,517円を積み立てられ、財政調整基金が20億88万9,946円に達しました。こうした豊か過ぎる基金の貯め込みは適切ではないと繰り返し指摘し

てきましたが、制度改正で近隣の市町は保険料の引き下げを行う中、本市は行われなかったため、基金が積み増しされ20億円を超えました。前年度8億2,683万円の基金の取り崩しがあったものの、決算では13億1,982万円の黒字が出ています。30年度は5億9,531万7,748円の黒字決算です。

今回、決算での積み増しはありませんが、余った額の半分以上を基金に積み立てるといふ決まりがあります。基金が貯まるのは、市民サービスが足りていないのか、保険料の取り過ぎかのどちらか一方になります。基金は、市民から預かった大切な財産です。余ったらいつまでも貯め込まず、保険料を引き下げ、市民に還元するのが道理です。

県は、昨年、都道府県下の発表の中で、保険料の引き下げは13市町と据え置きが12市町と公表しています。保険料1人当たりで見ると、大田原市は8万8,667円で7,018円の引き下げ、那須町は9万9,987円で5,607円の引き下げ、本市は9万7,708円で108円下がって据え置きと公表されています。赤字の自治体でも引き下げが行われ、高根沢町は8,091万円の赤字でしたが、人口1人当たりで換算すると、那須塩原市の2.48倍の赤字額に匹敵する、住民生活を優先した保険料1人当たり4,216円を引き下げています。

本市の30年度の決算は、財政調整基金が20億円を突破し、加入者1人当たりでは6万円を超えるとの答弁がありました。故栗川市長は、基金が17億円を超えたとき、7年間は引き下げは可能と判断し、栃木県で初めて保険料を引き下げ、その効果も相まって、減るはずの基金が22億円まで膨れました。この先、渡辺新市長は、那須塩原市で3人目の保険料を引き下げた市長となるのか、基金の貯め込みを続ける市長となるのか、しっかりと判断していただきたいと思います。

本市の国保料の収納率は、現年度92.49%、滞

納繰越を合わせると73.80%と伸び続けていますが、他市町の上昇幅のほうが伸びています。本市の上昇幅は小さくなる状況が数年続いているということは、市民の負担が限界に近づいている証拠です。財政調整基金を市民目線で使い、保険料を引き下げ、払いやすい保険料にし、那須塩原市全ての世帯に保険証が届くようにするべきです。

収納率を引き上げるための制裁を強めるのではなく、きめ細やかな納税相談を行い、市民の命と健康を守り、福祉の向上を目指すという本市本来の仕事ができるよう強く求めます。

認定第2号 平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に反対する討論を終わります。

○議長（吉成伸一議員） 3番、中里康寛議員。

〔3番 中里康寛議員登壇〕

○3番（中里康寛議員） 議席番号3番、中里康寛です。

認定第2号 平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論いたします。

平成30年度に国保の制度改革が行われ、財政調整基金については県へ納める納付金の財源として保有をしております。現在、納付金については、支援制度への移行に合わせて激変緩和措置として国が大規模な公費投入を行い、納付金の軽減が図られております。

本市は、県内でも軽減率が高く、平成30年度は約4億8,000万円が軽減されております。しかしながら、国は激変緩和措置を令和5年度までに段階的に廃止するとしており、今後この納付金が大幅に引き上げられる可能性があります。

また、納付金について平成30年度は38億7,500万円納付するところ、激変緩和措置により約33億9,500万円でありましたが、令和元年度には激変

緩和措置を受けながらも約37億3,700万円となっており、平成30年度より3億4,200万円の増となっております。

県内各市町の納付額の決定において、県では被保険者数が減少する中で、団塊の世代が70歳以上になり、今後医療費が高止まりすると見込んでおります。一方、収入源となっている国保税は、被保険者数の減少により、昨年度に比べ1億2,300万円の減となっており、財政が厳しい状況にあります。

このようなことから、激変緩和措置がある間にできる限り体力を蓄え、措置廃止後において財政調整基金を計画的に活用し、被保険者の負担増とならないよう安定した財政運営が図られていると考えます。

以上のことから、今後、国・県の動向や医療費、そして税収の推移について慎重に分析を行い、本市にとっての適切な税率や基金残高等が図られていくものと判断することから、平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に対し、賛成いたします。

○議長（吉成伸一議員） 以上で討論を終結いたします。

認定第2号については、決算審査特別委員長の報告は原案のとおり認定すべきものです。

採決いたします。

認定第2号については、決算審査特別委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

〔賛成者起立〕

○議長（吉成伸一議員） 表決漏れはありませんか。

表決漏れなしと認め、確定いたします。

起立多数。

よって、認定第2号 平成30年度那須塩原市国

民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成30年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。

19番、高久好一議員。

〔19番 高久好一議員登壇〕

○19番（高久好一議員） 19番、日本共産党の高久好一です。

認定第4号 平成30年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に反対する討論です。

30年度の決算は、第7期那須塩原市介護保険事業の初年に当たり、計画の着実な実現と高齢者福祉を充実させるための生きがいサロンや高齢者能力開発事業を引き続き実施していくとしています。

決算は、歳入総額を80億5,046万6,626円とし、歳出額は77億2,293万4,998円となり、歳入歳出差し引き額3億2,753万1,728円の黒字決算としています。

介護保険は、国の国庫負担が少ないことからくる構造的欠陥が健康弱者の生活を守る介護保障制度となり得ない状況を根本的に変えることが求められています。

反対する第1の理由は、深刻な本市の入所待機者問題です。2款保険給付費65億8,194万2,231円が計上されています。国の介護保険の削減と利用を抑制する政策が介護認定者を苦しめています。施設の入所基準を国が突然変更し、要介護3以上に限定した中で、本市の入所待機者は193人いました。現在24人ふえて217人になっており、新たな施設が整備されても追いつかない状況です。

国と市は、加入者が安心して介護保険を利用できるよう、早急に施設を整備すべきです。入所を希望しながら入所できず、生涯を閉じなければならない事態は許されず、決算を認定することは

できません。

6期分の50人収容できる介護施設は、1年おくれで3月に整備されましたが、2年の増加分は確保されるかどうかの程度で、待機者の増加には追いつかず、深刻な入所待機者がふえ続けます。介護保険の68%を占める本市の要介護2以下の加入者を給付から外すという国の計画案は、介護保険の父と呼ばれる元老健局長でさえ、介護保険は国家的詐欺と言われても弁解できないと、こう述べています。

本市が行っている総合事業も担い手の確保が大きな課題とされています。全国では採算がとれないことを理由に総合事業から撤退する事業者が相次いでいます。市は国に抜本的な対策を要請することが急務です。

反対する第2の理由は、5款財政調整基金10億4,296万3,000円の取り扱いと保険料の問題です。市は、30年4月から5,100円の保険料を5,400円、5.88%を上乗せしました。当時の財政調整基金は7億1,890万円あり、その半分以下の3億を取り崩し活用すれば、7期分の保険料の値上げはしなくても十分カバーできる財政状況でした。

この年、県内では、佐野市など1市4町は、市民の生活の実情に合わせ、値上げせずに対応しました。その結果、那須塩原市は3億7,728万4,782円の基金が積み増しされ、10億4,296万3,000円となりました。余ったら納税者に還元するのが道理です。保険料と利用料の引き下げを求めます。

反対する第3の理由は、保険の滞納者に給付制限を行っており、30年は7人の方に給付制限が行われ、31年3月時点では、1人ふえ8人になっています。高額医療は受けられず、1割負担の利用料を3倍支払わなければ利用できない罰則です。健康弱者の命と健康を守るための制度で、罰則ペナルティーは人道上からも許されません。直ちに

停止して、支払いや相談を強めるべきです。高齢者や健康弱者が安心して暮らせる社会こそ、誰もが安心して暮らせる社会につながります。

いつまでも住みなれたところで安心して暮らせるよう要支援、要介護者の健康と暮らしを守り、市民の福祉を増進すべき那須塩原市本来の仕事ができるよう強く求めます。

認定第3号 平成30年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に反対する討論を終わります。

○議長（吉成伸一議員） 高久議員に申し上げます。

再度、発言をお願いいたします。

○19番（高久好一議員） 最後の発言で、認定第3号と言いました。第4号の誤りです。訂正をお願いいたします。

○議長（吉成伸一議員） 3番、中里康寛議員。

〔3番 中里康寛議員登壇〕

○3番（中里康寛議員） 議席番号3番、中里康寛です。

認定第4号 平成30年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論いたします。

平成12年度に介護保険制度がスタートしてから、18年が経過しました。この間、社会の状況や生活環境は大きな変化を続けており、国における介護サービス利用者は、制度創設時の3倍を超え、500万人に達し、それに伴い介護が必要な高齢者の生活の支えとなる事業所数も増加しております。

本市においても、2010年までは増加傾向にあった人口は、その後、減少局面を迎えております。一方で、65歳以上の高齢者人口は、2015年以降も増加を続け、総人口に占める割合は、2015年は24.1%でしたが、2025年には29.7%になるものと予測されており、その中に占める後期高齢者数は1万8,476人と前期高齢者の1万5,532人を上回る

ことも見込まれております。

そのような中、平成30年度の介護老人福祉施設入所待機者は、平成30年度末で217人おりましたが、平成30年度第7期計画中の施設、居宅系サービス基盤整備計画で令和元年度には、2施設がおおむね計画どおりに進捗しており、必要とされるサービス提供が可能となるような整備が図られ、現在では200人を割り、今後も減少する見込みであります。

さらに、平成30年度のその他の事業として、地域住民助け合い事業やボランティアポイント、そして医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者がますます増加していくことが見込まれている中、医療と介護についてはそれぞれを支える保険制度が異なることなどから、多職種間の相互理解や情報共有が十分でないなど、連携に関する課題が指摘されていたところ、本市は那須地区在宅医療介護連携推進事業において、那須地区在宅医療介護連携支援センターを開設するなど、地域包括ケアシステム構築のためにさまざまな施策を展開しております。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯も増加が見込まれる中で、介護保険事業給付額は毎年約11%程度の増加が見込まれており、本市の高齢者福祉の財政負担は厳しさを増すことが予測されておりますが、介護保険料の負担を可能な限り減らすため、財政調整基金を計画的に活用し、保険料上昇の抑制を図るものとしており、それらを含めた取り組みは、大いに評価できるものであります。

以上のことから、今後介護保険施設等の動向、また給付費の推移について慎重に分析を行い、本市にとっての適切な基盤整備や保険料率、基金運用等を図り、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる

よう、地域の包括的な支援、サービス提供体制の構築が図られてきたことから、平成30年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に対し、賛成いたします。

○議長（吉成伸一議員） 以上で討論を終結いたします。

認定第4号について、決算審査特別委員長の報告は原案のとおり認定すべきものです。

採決いたします。

認定第4号については、決算審査特別委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

〔賛成者起立〕

○議長（吉成伸一議員） 表決漏れはありませんか。

表決漏れなしと認め、確定いたします。

起立多数。

よって、認定第4号 平成30年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号及び認定第5号から認定第10号までの決算認定案件7件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

認定第3号及び認定第5号から認定第10号までの7件について、決算審査特別委員長の報告はいずれも原案のとおり認定すべきものです。

採決いたします。

認定第3号及び認定第5号から認定第10号までの7件については、決算審査特別委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号及び認定第5号から認定第10号までの決算認定案件7件については、原案のとおり認定されました。

ここで26番、中村芳隆議員の着席を許可いたします。

〔26番 中村芳隆議員着席〕

◇

◎発議第14号の上程、採決

○議長（吉成伸一議員） 次に、日程第4、発議第14号 議員の派遣についてを議題といたします。

発議第14号については、那須塩原市議会会議規則第167条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◇

◎市長挨拶

○議長（吉成伸一議員） 以上で令和元年第4回那須塩原市議会定例会の議事は全て終了いたしました。

閉会に当たり市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 渡辺美知太郎登壇〕

○市長（渡辺美知太郎） 令和元年第4回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

22日間にわたる会期も本日で閉会と相成りました。議員の皆様方におかれましては、令和元年度各会計補正予算、条例の制定及び一部改正、平成30年度各会計決算認定など37件にわたる議案を慎重にご審議いただき、そして、原案どおりご決定賜りましたこと、深く御礼を申し上げます。

議会中、議員の皆様方からいただいたご質問、ご意見、ご提案はしっかりと検討させていただき、今後のまちづくりに生かしていきたいと思っております。

さて、10月1日から消費税率の変更、幼児教育・保育の無償化が始まります。社会にさまざまな影響を及ぼすことが予想されます。

また、本日報道にもありました日米貿易協定、関税削減の対象となっている牛肉、豚肉、そしてワインといったものは、我が市の特産品の一つであります。先日も申し上げました気候変動や豚コレラなど国内外で今後さまざまな目まぐるしい状況の変化があります。国や県を見ているだけではなく、我が市でできること、私たちができること、最大限に尽力をしていかなければならないと思っております。

かつてこの地は、国会移転の議論があった際、日本で最も安全な地域として、この那須野が原が認定をされました。今後さまざまな天災が来ようとも、海外情勢が変化しようとも、この那須野が原、そして那須塩原は、エネルギーを自分たちで賄えることができる、食料を自分たちで供給することができる、未来永劫にわたって付加価値を生み出すことができる持続可能な地域としてこれから尽力をしていきたいと思っております。

そして、秋の観光シーズンがやってきました。ことしも美しい紅葉シーズンになると期待をしております。恐らく来年には、市民の方やこのまちにいらっしゃる方々に那須塩原駅前のビジョンがある程度お示しできると思っております。持続可能な未来永劫にわたって付加価値を見出すことができるこの那須野が原、そして那須野が原の中心地である那須塩原、玄関口としてふさわしい那須塩原駅前をこれからつくっていかねばならないと考えております。

今後とも、市議会皆様のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いを申し上げまして、令和元年第4回那須塩原市議会定例会の閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

○議長（吉成伸一議員） 市長の挨拶が終わりました。

しくお願いをいたします。

これをもちまして本定例会を閉会といたします。大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

閉会 午前11時44分

◇

◎閉会の宣告

○議長（吉成伸一議員） それでは、閉会に当たりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月6日から22日間にわたって開会をされました令和元年第4回那須塩原市定例議会は、提出された案件につきましてご協力をいただき、ここに全議案の審議を終了することができました。各位のご協力に対し、心から感謝を申し上げます。

本定例会は決算議会とも呼ばれますが、決算審査の中で、各議員からさまざまな意見・要望が出されました。また、市政一般質問においても同様に、意見・要望等が出されております。執行部におかれましては、それらを十分に検討していただき、市政に反映していただくことを要望したいと思います。

また、本定例会初日に那須塩原市議会業務継続計画、通称議会BCPが議決をされました。本来であれば、9月8日に那須塩原市総合防災訓練が実施をされ、その議会BCPの一部を実行する計画でありましたが、残念ながら台風等の影響によって、総合防災訓練自体が中止になってしまいました。

今後、本市に大きな災害等が起こった場合には、この議会BCPに基づいて、議員各位におかれましては、さまざまな計画どおりに行動していただければと思いますので、何とぞご協力のほどよろ

上記会議録を証するため下記署名する。

令和元年9月27日

議 長 吉 成 伸 一

署 名 議 員 山 本 は る ひ

署 名 議 員 中 村 芳 隆